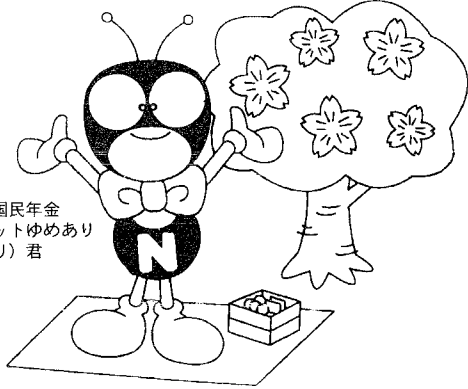


新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君



ゆめあり通信

国民年金は、わが国の社会保障制度の根幹をなす重要な制度です。一方で、年金は複雑でわかりにくいという一般的なイメージがあります。住民の皆様からいかに年金を身近に感じてもらい、理解していただくために、毎月の広報「こすど」に、「ゆめあり通信」として、相談コーナーや町からの国民年金のお知らせを特集いたします。

会社を退職したあなたは
国民年金の手続きは
お済みですか？

二十歳以上六十歳未満で会社を退職した人は、お住まいの市町村役場で国民年金の手続きをしなければなりません。

これは、日本国内に住む二十歳以上六十歳未満のすべての人が国民年金に加入し、四十年間の保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金を受けるしくみになっているからです。

また、障害基礎年金や遺族基礎年金など、万一の場合の備え

も必要です。在職中は厚生年金に加入し、同時に国民年金の第二号被保険者になっていますので、この期間は国民年金の加入期間とされますが、退職すると国民年金の第一号被保険者となり、手続きをしていない人は、国民年金に未加入（保険料未納）となります。これは、満額の老齢基礎年金を受けられないばかりでなく、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金そのものが受けられなくなる場合もあります。

また、国民年金の第三号被保険者になっている配偶者も、種別が第一号被保険者になり、手続きが必要で、市町村役場での手続きが必要です。このように、会社を退職したときは、本人だけでなく配偶者も手続きが必要になり、国民年金の保険料を自分で納めることとなります。将来の大切な年金を確保するため、必ず国民年金の手続きをしてください。※公務員など共済組合に加入していた人も同様です。

国民健康保険からのお願い!!

《4月は異動の時期です》

こんなときには届け出を

国保届け出



役場

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入したとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険を脱退したとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保を脱退するとき	外国人が加入するとき	外国人登録証明書
	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護を受けはじめたとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
その他	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	外国人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、年金証書、保険証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印かん、保険証、身分を証明するもの
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
	長期旅行などで別個の保険証が必要なとき	印かん、保険証

医療費はみんなのもの

ふだんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。

- ① 重複受診はやめましょう。
医療機関が変わるたびに検査などがやり直しになります。
- ② 家庭医を持ちましょう。
病歴などを把握してくれているので治療の効果があがります。
- ③ 健康診断を受けましょう。
- ④ 診療時間内に受診しましょう。
特別な場合のほかは、時間外や休日の受診は避けましょう。
- ⑤ 日常の健康管理に気をつけましょう。

学は就学のために他の市町村に住むとき、遠は旅行などにより、長期に住所を離れるときに、別個に被保険者証が交付され、被保険者証の第一面に表示し、交付されます。



学 遠

《注意したいこと》

◎加入の届け出がおくれた場合
国保に加入しなければならぬのに、届け出が遅れると、保険料をさかのぼったり、その間の医療費は全額自己負担となったりします。

◎やめる届け出がおくれた場合
国保の資格がなくなったのに届け出が遅れ、うっかり国保の保険証を使って診療を受けた人がおられます。このような時は国保で負担した医療費（かかった費用の7割または8割分）を後で返していただくこととなりますのでご注意ください。

わからないことがありましたら国民健康保険係へ連絡をください。（内線139番）



年金豆知識

消費者物価と『公的年金』

総務庁は一月三十日に「平成九年の全国消費者物価上昇率は、前年に比べて一・八％上昇した」と発表しました。

昨年四月の消費税率上げや、医療費負担の引上げなどが影響して、四年ぶりに一％を越える上昇となりました。

国民年金や厚生年金などの公的年金は、年金額の実質価値が目減りしないよう、物価の変動率に併せて年金額を改定する『完全自動物価スライド制』を取り入れ、国の責任として実施することが法律で義務づけられています。

公的年金は、将来とも安心して生活するための経済的基盤を保障

年金額の改定

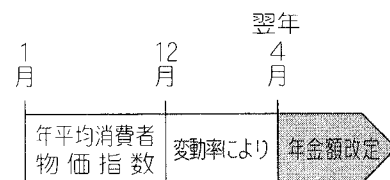
老齢基礎年金

年金額 785,500 円
(月額 65,458 円)

平成10年4月分から

年金額 799,500 円
(月額 66,625 円)

※これはあくまでも政令の改正があった場合の金額です。



この物価スライドは、前年の物価変動率を受けて四月から改定される仕組みになっています。今年、平成九年の物価が一・八％上昇したことにより、四月分の年金額から物価にスライドして年金額が引き上げられることになり、六月期支払分（四・五月分）から増額された年金が支払われることとなります。